

平
泉
町

森
林
整
備
計
画
書

平泉町森林整備計画変更計画書

変更計画期間

自 令和 3年 8月12日
至 令和10年 3月31日

計画期間

自 平成30年 4月 1日
至 平成40年 3月31日

岩
手
県

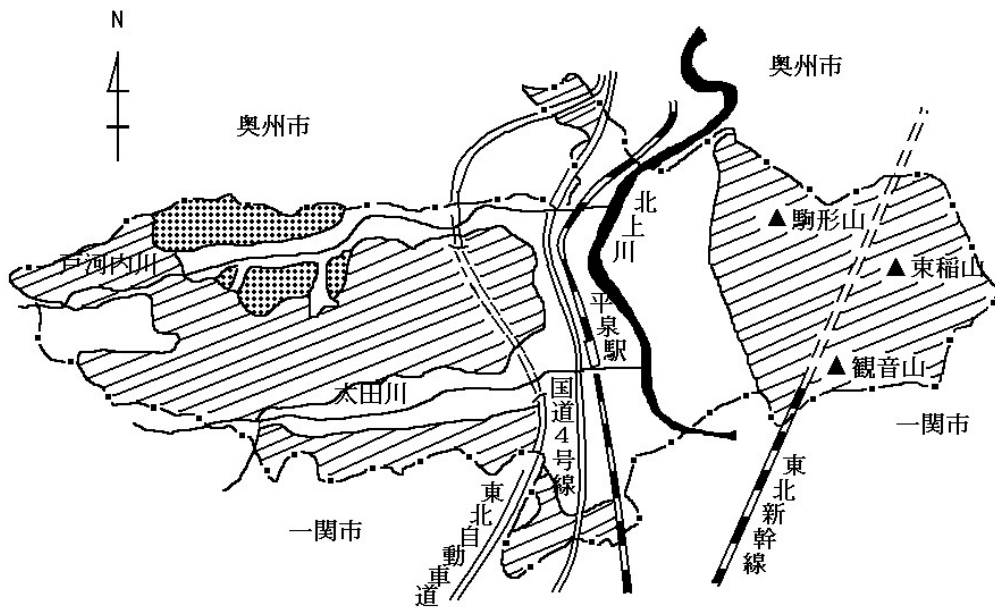
平
泉
町

令和3年8月

岩 手 県
平 泉 町

市 町 村 位 置 図

凡	例
市 町 村 界	— · — · — · —
山 岳	▲
河 川	— Y —
国 道	====
鉄 道	— [] —
民 有 林	▨
国 有 林	▩



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	5
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	8
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	9
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐の定義	10
2	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
3	保育の種類別の標準的な方法	11
4	その他必要な事項	12
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
2	木材生産機能維持増進森林の区域及び当該区域内における施業の方法	15
3	その他必要な事項	15
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	16
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	16
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	16
4	その他必要な事項	16
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	16
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4	その他必要な事項	17

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

平泉町は岩手県の南部に位置し、北上川中流森林計画区に属している。町のほぼ中央を北上川が南流し、その流域の両側は平坦地が広がっており、北上川の西岸を並行に走る国道以西は奥羽山系に続く丘陵地となっている。東側は北上山系特有の丘陵性山地を成している。

町の総面積 6,339 ha のうち森林は 3,077 ha (48.6%) で、そのうち国有林が 373 ha (12.1%)、民有林が 2,704 ha (87.9%) となっている。民有林の人工林面積は 1,184ha で人工林率は 43.8% となっており、県平均の人工林率を若干上回っている。人工林の齢級配置は、7 齢級～11 齢級が人工林全体の 70.0% を占めており、偏った齢級配置となっている。

平成 23 年には平泉の文化遺産が世界遺産に登録されており、町内には中尊寺、毛越寺、無量光院跡、観自在王院跡など歴史的な史跡が数多く存在する。史跡周辺には樹高が高く、直径が大きな松が多数存在するが、当町は松くい虫被害の高被害区域であり、史跡周辺の松への影響が懸念されていることから、松を守るとともに景観の保全に努める対策が必要である。平成 28 年には、当町においてナラ枯れ被害が確認され、全ての被害木を駆除するなど被害拡大防止に向けた取組みを行っているが、主な被害地が保安林であるため、広範囲の伐採更新による予防が難しいことから継続的な駆除による対策が必要である。

また、現在の林業情勢として木材価格の低迷と森林施業に要する費用の増大、林業経営者の経営意欲の減退、林業従事者の減少、山離れ等により、適正な森林施業の実施が困難となり、森林の有する公益的機能の発揮に支障を来す恐れがあることから、山村地域の振興と森林の公益的機能の維持増進を図るため、今後計画的な森林施業が必要となっている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備にあたっては、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を総合的かつ高度に発揮させるため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備、天然生林の的確な保全・管理等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備を図るとともに、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などにより森林の保全の確保を図る。

なお、森林の主な機能と各機能に応じた森林の望ましい姿は、以下のとおりである。

機能の区分	森林の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ治山施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性 保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産 機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で有用な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と調整を図り、望ましい森林資源の姿に誘導するため、適切な森林施業を実施し、より健全な森林資源の維持造成を推進することとする。具体的には、人工林の齢級構成の平準化、天然林の適切な保全、整備を推進するとともに、立地条件に応じた複層林施業、長伐期施策等の計画的な実施により、多様な森林資源の整備を図ることとする。

これらの森林整備を推進していくため、町・県・森林組合・関係団体等が相互に協力し、有機的な連携を密に、造林や除間伐等の保育作業の必要性や普及啓発を行い、優良林分を造成し、適期伐採により所得の向上と、計画的な林業経営を進めることにより、森林所有者の意欲の向上を図り、各種補助制度の積極的な活用を図る。

また、森林の有する各機能を充実させるため、次のように地域に応じた森林整備を推進する。

① 平泉地区

この地区は、北上川から西側の地区である。奥羽山系へ続く穏やかな丘陵地帯であり、土地条件の良さから今後ますます森林施業が活発になるものと思われる。また、地区の西端側は地区の主要河川である太田川、戸河内川の水源となっており、水源涵養機能を促進するため、適切な森林施業を実施し、森林資源の維持増進を図ることとする。さらに、当地区には毛越寺、中尊寺等があり、自然環境の保全と景観の維持にも努めることとする。

② 長島地区

この地区は、北上川から東側の地区で、北上山系に属する丘陵性山地地帯（駒形山、東稲山、観音山）であり、集落が点在している。このため、地区住民と森林との関わりは深く、今後の地区発展には林業の振興が重要である。また、当地区には「西行桜の森」が整備されており、地域住民の憩いの場としての利用をはじめ、平成27年には、おくのほそ道の風景地「さくら山」として国の名勝に指定されたことにより、自然環境及び景観保全の重要性が高まったことから、地域内外の来訪者の自然文化探訪の場として森林の総合的利用を図る。

ア 森林整備の基本的な考え方

本町の森林資源は、人工林率が高く、利用可能な林齢に達した森林が多数あり、今後、素材の供給能力が高まる傾向にある。

一方、町民の森林に寄せる期待は、木材等の林産物の供給はもちろんのこと、森林の有する水源涵養、山地災害防止、保健・文化・教育的利用の場の提供、良好な生活環境を保全する機能の発揮に加え、地球温暖化防止機能の発揮や森林の持つ生物多様性の保全の期待が高まるなど多様化している。そのため、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくためには、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営を推進していくことが重要となっている。

森林の整備にあたっては、森林の有する公益的機能が十分発揮されるよう、保育および間伐など適切な森林整備をするとともに、長伐期施業の導入、針広混交林や広葉樹林への誘導など多様な森林整

備を促進する。

森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための森林施業を推進すべき森林の区域について、国は以下のとおり示している。

- ・水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

適正な森林施業を推進するためには、林業関係者の緊密な連携を図りつつ、委託を受けて行う森林施業や経営の実施、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械の導入、地域材の流通・加工体制の整備等、生産から流通、加工に至る一連の条件整備を計画的かつ総合的に推進する。

当町の森林所有者は、保有5ヘクタール未満の小規模林家が8割を占め、個別の経営では生産効率が上がらず、収益を確保できない状況にある。

そのため、森林所有者に代わって地域の効率的な森林経営を推進するため、森林所有者等へ積極的に働きかけ、森林経営計画を立て、施業の集約化を進める事業体等を育成し、長期的な施業受委託等が普及・定着するよう努める。

集約化を進める事業体等に対しては、研修の開催や積極的な情報提供等、必要な指導・支援を行い、事業体は森林所有者に対して施業の内容や具体的な収支を明示するなどの提案を行う。

イ 森林施業の推進方策に係る基本的な考え方

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させ、望ましい森林の姿に誘導するため、適切な森林施業を実施し、より健全な森林資源の維持造成を推進することとする。具体的には、人工林の適時・適切な森林施業の実施、天然林の適切な保全・整備を推進するとともに、立地条件に応じた複層林施業、長伐期施業、天然生林施業等の計画的な実施により、多様な森林資源の整備を図ることとする。

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮したものとする。

開設にあたっては森林経営計画作成森林を主たる対象とし、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した整備を進め、伐捨間伐から搬出間伐への転換を図っていく。

なお、重視すべき機能に応じた森林区分ごとの森林整備及び保全の基本方針については、次のとおりとする。

- ・水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。
- ・土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活

用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

- ・ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

- ・ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

町民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備と美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、生物多様性保全機能については、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

保健、風致等のため、適切な管理を推進することとする。

- ・ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備をすることを基本とする。

町民の多様なニーズに応じた森林資源の整備を推進する必要がある。そのためには、森林を健全な状態に育成し循環利用するため、育成単層林・育成複層林・天然生林それぞれについて森林資源の質的充実を図る。

また、森林の有する公益的機能の持続的な発揮に対する町民の期待が高まっており、それに関連する機能について従前以上の配慮が必要である。

具体的には、町、林業事業体、森林所有者等が一体となって、計画的に間伐・保育等の森林整備を積極的に進める。さらには、その基盤となる路網整備の推進を図るとともに、森林の経営の受委託の促進、林業の担い手育成など施業実施体制の整備、関連施設の積極的活用により、地域林業の振興を図る。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

間伐の推進を図るため、技術講習会、先進林業地の視察等を通じ、間伐木の選定及び効率的搬出等の間伐技術を普及・指導するとともに、森林に対する多様なニーズに応えるため、複層林優良材生産林、有用広葉樹林等の造成のため新たな施業技術の導入及び定着を図る。

また、森林施業の中核を担う森林組合に対して行う融資を今後も継続的に実施し、経営基盤の安定と組織の強化を図る。

さらに、就労の安定、就労条件の改善、社会保障の充実、労働安全衛生確保等を推進し、若年労働者を中心とした新規参入を促進するとともに、作業の機械化推進に伴う技術訓練等を実施し、林業従事者の育成・確保を図る。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢について、主要樹種毎に、平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。

標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものであるが、当該林齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

地 域	樹 種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
町内全域	40年	40年	35年	45年	25年

※ナラ類（しいたけや木炭等の原木）の標準伐期齢については、20年とする。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、次の事項を立木の伐採（主伐）の標準的な方法として定める。

なお、主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す（3）又は（4）によるものとする。

- (1) 森林を伐採する際には、森林の多面的機能の維持増進を図るため1箇所あたりの伐採面積を現地の地形等状況に応じた面積とするとともに、伐採箇所の分散、帯状や群状といった伐採方法の多様化、伐期の長期化を図るものとする。伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、保護樹帯を積極的に設置することにより、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等を図るものとする。
- (2) 伐採後に発生する不要な端材や枝条は林地に還元することを基本とするが、大雨の際に下流に被害を与える恐れがあることから、溪流敷においては溪岸の侵食高、植生の生育範囲等から推定される最大水位高からさらに2m程度の余裕高をもって溪流敷外へ搬出する。
- (3) 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。適切な伐採区域の形状、1か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。人工林の皆伐に当たっては、資源の保続、齢級構成の平準化に向けて再造林等が確実に見込まれる場所で行うものとする。

天然林の皆伐に当たっては、気候等の自然的条件、一般的な林業技術及び所有者の森林経営状況からみて、伐採後に人工林の造成が確実な森林、または天然下種更新が確実に見込まれる森林やぼう芽による更新が確実に見込まれる森林で行うものとする。また、伐採後の更新を天然下種更新とする場合には、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮する。ぼう芽更新の場合には、優良なぼう芽を発生させるため、できるだけ11月から3月の間に伐採するものとする。

(4) 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

(5) 伐採作業方法（施業）別の主伐時期等の目安は、次のとおりとする。

伐採作業の方法	樹種	主伐時期の目安(年)	伐区の設定方法等	
択伐	単木択伐作業	スギ	80以上	伐採率は30%以下
		アカマツ	80以上	
		カラマツ	70以上	
		有用広葉樹	100以上	
	群状択伐作業	スギ	80以上	1伐区20m×20mで 4箇所/ha等
		アカマツ	80以上	
カラマツ		70以上		
帯状択伐作業	スギ	80以上	伐採幅は高木の 樹高程度以内	
アカマツ	80以上			
カラマツ	70以上			
皆伐	長伐期高林作業	スギ	80以上	伐区の大きさは、土砂の崩壊、流出に伴い下流域に被害を及ぼす恐れがない程度とする。
		アカマツ	80以上	
		カラマツ	70以上	
	短伐期中林作業	ケヤキその他 造林実績のある 有用広葉樹	100以上	
		スギ	45～60	
		アカマツ	45～60	
カラマツ	40～55			
ナラ類	25～30			

(6) 森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

3 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種について、立地条件、既往の造林地の生育状況及び林産物の需要動向を勘案のうえ、適地適木を旨として次のとおりとする。

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、造林実績のある有用広葉樹	

また、上記以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員の指導を受け、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽する。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	疎	1,000	
	中	3,000	
	密	4,000	
ヒノキ	疎	2,000	
	中	3,000	
	密	4,000	
アカマツ	疎	2,800	
	中	4,000	
	密	5,000	
カラマツ	疎	1,000	
	中	2,500	
	密	3,000	

森林所有者等が平泉町森林整備計画に定める標準的植栽本数の範囲をこえて植栽しようとする場合には、林業普及指導員等の指導を受ける。

複層林化や混交林化を図る森林では、疎仕立ての本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上の植栽本数となるように配慮する。

イ その他人工造林の方法

その他必要な事項について、以下のとおり定める。

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	全面地ごしらえ、筋地ごしらえ、坪地ごしらえの方法の中から、支障となる植生の状況、地形、気象等の立地条件、対象物の量、更新の目的等に応じ最も適切なものを選定し行うものとする。 なお、地ごしらえの際に、溪流敷内に林地残材・枝条等を放置しないよう留意するとともに、大雨で流されないよう杭木により固定するものとする。
植付けの方法	作業対象地の気象条件や土壌条件、苗木の特性・形状に応じ、活着及び植栽後の生育に最も有効とされる方法で行うものとする。
植栽の時期	植栽時期は、原則として、樹木が成長を始める前の4月上旬から5月中旬に行うものとする。ただし、スギについては、梅雨期でも差し支えない。 秋植えを行う場合には、落葉から、降霜期までに植付けが終わるよう留意する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間について、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、次のとおりとする。

3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。

伐採の方法	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し、原則として2年以内
択 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し、おおむね5年以内

2 天然更新に関する事項

岩手県が定めた「天然更新完了基準(技術指針)」(平成20年4月23日付け森整第91号)により、下記のとおり定める。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	全ての針葉樹、ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ、将来樹冠を形成する広葉樹(高木性)
ぼう芽による更新が可能な樹種	ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ、将来樹冠を形成する広葉樹(高木性)

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の標準的な方法について、気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を定める。

天然更新を行う際には、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新すべきものとする。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さは、30cm以上とする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数（本/ha）
全ての針葉樹、ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ、将来樹冠を形成する広葉樹（高木性）	6,500

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽更新を行う場合、ぼう芽の優劣が区分できる時期（ぼう芽発生後4～7年目頃）に、一株あたりの仕立て本数2～5本を目安として行う。

ウ その他天然更新の方法

天然更新完了の判断基準は、林地全域(概ね6割以上)に、将来樹冠を形成する高木性の樹種で、樹高が概ね30cm以上の後継樹の密度が、2,000本/ha以上で発生している状態とする。

$$2,000\text{本/ha} \div 6,500\text{本/ha} \times 3/10$$

更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間について、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とし、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

以下に該当する森林等で、天然更新が期待できない森林については、植栽による更新を図ることとする。

- ・種子を供給する母樹が周辺に存在しない森林
- ・ササ等の繁茂で稚樹の生育が困難な森林
- ・ぼう芽更新が期待できない森林
- ・ニホンシカ等による獣食害が頻発する森林

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおりとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を次のとおりとする。

最大立木本数 (本/ha)	備考
6,500	

最大立木本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)が更新すべき本数である。

$$2,000 \text{ 本/ha} \doteq 6,500 \text{ 本/ha} \times 3/10$$

5 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐の定義

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉(樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うことをいう。

2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法について、標準的な森林の立地条件、既往の間伐の方法を勘案し、立木の生育促進、森林の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、時期、回数、方法等を次のとおりとする。また、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	間伐の時期の目安	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）					標準的な方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	間伐の実施時期は上層木の隣接する枝葉が重なりはじめて3年以内を目安とする。	19	25	33	46		間伐の方法は、原則として岩手県民有林林分密度管理図を利用する。
ヒノキ		20	28	35			
アカマツ		17	21	27	36	51	
カラマツ		16	21	29	48		

3 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法について、森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、次のとおりとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数												標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
下刈	スギ	1	1	1	1	1								下刈は、造林木の高さが雑草木の概ね1.5倍程度になるまで行う。 実施時期は、雑草木の生長が最盛期となる直前とし、概ね6月～7月中旬頃を目途とする。	
	ヒノキ	1	1	1	1	1									
	アカマツ	1	1	1	1	1									
	カラマツ	1	1	1	1	1									
	有用広葉樹	1	1	1	1	1									
つる切	スギ							1					1	下刈終了後2～3年を目安に、つる類の繁茂が著しい時期においてつる切を実施し、時期は8月～9月頃を目途とする。	
	ヒノキ							1					1		
	アカマツ						1				1				
	カラマツ						1				1				
	有用広葉樹							1					1		

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数										標準的な方法	備考	
		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16			17
除伐	スギ		1					1					林分が閉鎖を始める段階で、造林木の成長を阻害している侵入広葉樹等の除去を行う。なお、自然条件林木相互の配置状況によって方法、程度を考慮する。実施時期は8月～9月頃を目途とする。	
	ヒノキ		1					1						
	アカマツ	1								1				
	カラマツ		1							1				
	有用広葉樹	1							1					
枝打ち	スギ					1					1	成長が優れ、幹に欠点がないスギ・ヒノキについて枝打ちを実施する。実施時期は10月～2月を目途とする。 第1回目 枝下高2m 第2回目 枝下高4m		
	ヒノキ					1					1			

なお、標準的な方法に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について、局所的な森林の生育状況の差違等を踏まえ、これに応じた間伐又は保育の方法を定める。

ア 間伐及び保育を行う際には林地の保全に配慮し、必要に応じ林地残材や枝条を集積し、溪流敷きに放置しないなど、災害の防止に努めるものとする。

イ 森林の状況に応じた、高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業の実施を図り、利用間伐の拡大を促進するものとする。

ウ 猛禽類の生息が確認されている地域においては、生息環境の確保のための列状間伐を導入するなどの配慮をするものとする。

エ 地球温暖化防止や循環型社会の形成に向けて、間伐で生じた未利用材等の木質バイオマス利用促進に努めるものとする。

4 その他必要な事項

(1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

(2) 森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるものは、要間伐森林という。当該要間伐森林について、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を、森林所有者に対して通知を行うものとする。

また、平均的な間伐の実施時期の間隔は、伐期齢未満(5 齢級～標準伐期齢)では10年、標準伐期齢以上(標準伐期齢～11 齢級)では15年とする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための森林施業を推進すべき森林の区域について、国は以下のとおり示している。

- ・水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「水源^{かん}涵養機能維持増進森林」とする）
- ・土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」とする）
- ・快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「快適環境形成機能維持増進森林」とする）
- ・保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「保健文化機能維持増進森林」とする）
- ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「木材等生産機能維持増進森林」とする）

この区分により、重視すべき機能に応じた森林整備及び保全を図ることとする。

岩手県における森林の機能区分は「生態系保全森林（悠久の森）」、「生活環境保全森林（ふれあいの森）」、「県土水源保全森林（ほぜんの森）」、「資源循環利用森林（循環の森）」の4タイプとなっている。

国が示す公益的機能別施業森林等との関連は、「保健文化機能維持増進森林」が「生態系保全森林（悠久の森）」に、「快適環境形成機能維持増進森林」が「生活環境保全森林（ふれあいの森）」に、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」と「水源^{かん}涵養機能維持増進森林」を併せ「県土水源保全森林（ほぜんの森）」に、「木材等生産機能維持増進森林」が「資源循環利用森林（循環の森）」となる。

(1) 水源^{かん}涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源^{かん}涵養機能が高い森林
当該森林の区域を別表1(1)により定める。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

また、当該森林の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については、別表2(1)により定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

区域	樹種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
町内全域	50年	50年	45年	55年	35年

(2) 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林
ア 区域の設定

① 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林

山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壤保全機能が高い森林等
当該森林の区域を別表1(2)により定める。

② 快適環境形成機能維持増進森林

日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等
該当なし。

③ 保健文化機能維持増進森林

住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等
当該森林の区域を別表1(3)により定める。

イ 森林施業の方法

上記アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を行う。

上記アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を行う。

上記アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を行う。特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹(以下「特定広葉樹」という。)を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林とし、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐を行う伐期齢の下限について、標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

また、アの①から③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを、当該推進すべき森林施業ごとに別表2により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
町内全域	80年	80年	70年	90年	50年

2 木材生産機能維持増進森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が
高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林等
当該森林の区域を別表1(4)により定める。

(2) 森林施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法
を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路
網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

【別表1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
(1) 水源涵養機能維持増進森林 (県の基準による県土水源保全森林)	別表1(1)	2336.33
(2) 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林 (県の基準による県土水源保全森林)	別表1(2)	169.33
(3) 快適環境形成機能維持増進森林 (県の基準による生活環境保全森林)	該当なし	
(4) 保健文化機能維持増進森林 (県の基準による生態系保全森林)	別表1(3)	171.61
(5) 木材等生産機能維持増進森林 (県の基準による資源循環利用森林)	別表1(4)	26.24

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
(1) 伐期の延長を推進すべき森林	別表2(1)	2336.33
複層林施業を推進すべき森林	(3) 複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	20.30
	(2) 択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし
(4) 長伐期施業を推進すべき森林	別表2(3)	320.64
(5) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当する森林において行う間伐又は保育その他森林施業の共同化及びそのために必要な施設の
整備を行う。

(2) その他

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

林業・木材産業関係者の合意形成及び国有林と民有林の緊密な連携を図りつつ、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械の導入、地域材の流通・加工体制の整備等、生産から流通、加工に至る一連の条件整備を計画的かつ総合的に促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等に代わって地域の効率的な森林経営を推進するため、地域けん引型林業経営体等による森林経営計画の作成を促進する。その際、低コスト施業や路網整備にかかる研修等の実施や集約化に必要な情報の提供及び助言・斡旋等の積極的な支援を行う。

なお、不在村森林所有者の多い地域にあっては、当該所有者に対する普及啓発活動を強化し、集約化の確保に努める。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が、森林の経営を委託する場合は、森林の経営の委託を受ける者との契約において、立木竹に係る使用収益、森林の保護等森林の経営の受委託の内容を明らかにするよう留意のこと。

4 その他必要な事項

特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

施業実施協定等の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施の促進を図り、効率的な林業経営を推進するため、森林所有者等へ施業や経営の受委託の働きかけを積極的に行い、森林組合等への施業・経営の集約化を図る。

また、森林施業共同化の促進に資するため、町、県、森林組合等地域に密着した機関による森林所有者に対する指導活動に努める。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林経営の意欲が低い森林所有者に代わって、意欲と実行力ある林業事業者が主体的・継続的に森林経営を行えるよう、森林経営の受委託を促進する。

町は、森林施業又は森林経営の受委託の受け皿となる林業事業者の育成に努めるとともに、森林所有者等に対し、森林情報の提供などの普及啓発活動、地域協議会の開催を行う。

また、施業受委託の長期化から段階的に森林経営の受委託を目指し、森林施業プランナーによる提案型施業の普及と定着を目指し、地域林業活動の活性化と経営の安定を図る。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者(以下「共同施業実施者」という。)は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な路網、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと
- (3) 共同施業実施者の一が(1)又は(2)により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保にするための措置について明確にしておくこと

4 その他必要な事項

特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道等路網の開設については、Iの2に定める「森林整備の基本方針」の実現を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮したものとする。

開設にあたっては森林経営計画作成森林を主たる対象とし、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した整備を進めるものとする。

路網開設の際は、下表「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準」を目安として林道(林業専用道も含む。以下同じ。)及び森林作業道を利用形態や地形・地質等に応じ適切に組み合わせ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

また、小動物が自力で脱出できる構造を有する側溝の設置や在来植生による緑化などにより、自然環境の保全に配慮しながら、森林の形態、森林整備状況等の諸条件、地元からの要望などを踏まえたうえで、地域の将来を見据えた整備を推進する。

なお、ここで言う路網とは、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」を指す。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	35以上	65以上	100以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	25以上	50以上	75以上
	架線系作業システム	25以上	—	25以上
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	15以上	45以上	60以上

	架線系作業システム	15 以上	—	15 以上
急峻地(35° ～)	架線系作業システム	5 以上	—	5 以上

注 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に応用すること。また、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこと。

※「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

※「車両系作業システムとは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域は、林班ごとに傾斜、木材等生産機能、路網整備の現状等を勘案し、基幹路網整備と併せた効率的な森林施業を推進する区域を設定する。

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長(m)	対図番号	備考
平泉字上窟	20	上窟線	1,000	1	
平泉字南郷	20	南郷線	1,000	2	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整整第602号林野庁長官通知）、岩手県林業専用道作設指針（平成23年11月21日森保第872号）に則り、適切な規格・構造の路網の整備を進める。

イ 基幹路網の整備計画

特になし。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）、岩手県森林作業道作設指針（平成23年4月8日森整整第27号）に則り、継続的な使用に供する森林作業道の開設を推進する。

森林作業道開設にかかる留意点については、次のとおりとする。

森林作業道は、目標とする森林づくりのための基盤であり、森林施業の目的に従って継続

的に利用していくものであるから、対象区域で行っていく森林施業を見据え、適切な路網計画の下、安全な箇所にも効果的に作設していかなければならない。

路線は、伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類、性能、組合せに適合し、森林内での作業の効率性が最大となるよう配置する。

なお、地形・地質、気象条件はもとより、水系や地下構造を資料等により確認するとともに、道路、水路などの公共施設や人家、田畑などの有無、野生生物の生息・生育の状況なども考慮する。

このほか、次の点に留意し、路線計画を立案する。

- ・路線選定に当たっては、地形・地質の安定している箇所を通過するように選定する。また、線形は地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。
- ・林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法、介在する人家、施設、水源地などの迂回方法を適切に決定する。
- ・やむを得ず破砕帯などを通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土及び簡易な工作物などを適切に計画する。
- ・潰れ地の規模に影響する幅員やヘアピンカーブの設置を検討する場合は、森林施業の効率化の観点だけでなく小規模森林所有者への影響に配慮する。
- ・造材、積み込みなどの作業や、待避、駐車のためのスペースなど、作業を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。
- ・作設費用と得られる効果のバランスに留意する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）、岩手県森林作業道作設指針（平成23年4月8日森整第27号）に基づき、継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

- (1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。
- (2) 上記の他、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要な施設その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
該当なし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業就業者の確保・育成

林業就業者の確保・育成のため、雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保など雇用管理の改善及び事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化を促進するとともに、林業労働力確保支援センターとの連携により、森林施業の実践に必要な知識や技能及び資格の取得に係る段階的かつ体系的研修を進め、林業就業者のキャリア形成支援を図る。

また、岩手県林業労働対策基金の制度を活用するなどにより、新規参入者の確保、定着化を図るとともに、U J I ターン者をはじめ林業就業に意欲を有する者を対象とした基礎的な知識や技能を習得するための講習を実施し、林業への新規就業の円滑化に努める。

(2) 地域けん引型林業経営体等の育成強化

地域けん引型林業経営体等に対し、経営基盤の強化を支援するとともに、森林経営計画の作成や低コスト化を実現できる高度な能力を有する林業事業体として育成・支援に努める。

また、生産性の向上のための高性能林業機械の導入を支援するとともに、林業労働力確保支援センターによる経営指導や研修を通じて育成強化に努める。

(3) 林家等の林業経営の活性化

林業経営の安定化を図るため、林家や林業経営を行っている企業等の主体的取組みを助長し、経営規模、経営構造に対応した効率的な林業経営を促進するとともに、経営意識の高揚と活発な林業生産活動の展開を促進する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本町の林業は戦後の造林地が多く、今後特に間伐を推進するとともに国産材時代に向け安定的な中径優良材の生産を推進する必要がある。

一方、本町の森林は急傾斜地が多く、また、作業は依然として強度であり、このような状況の中で間伐を推進しなければならない。このため、傾斜等自然的条件や路網の整備状況、事業量のまとまり等地域の特性に応じた路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの整備、普及及び定着を促進するとともに、現地の作業条件に応じた効率的作業システムを展開できる技術者の養成を計画的に推進する。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状 (参 考)	将 来
伐倒 造材 集材	町内全域	チェーンソー、集材機等による作業が主流	今後もチェーンソー等が主流となるが、作業路網等生産基盤が整備されれば、タワーヤード等の高性能機械を導入する。
造林 保育等	地拵・下刈	刈払機、チェーンソーによる作業が主流	刈払機、チェーンソーによる作業と併せ、枝打機械の普及を図る。
	枝 打	若干機械が導入されている。	

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町では、戦後造林された人工林が徐々に生長・成熟してきており、これら造林地は、本町の貴重な森林資源となっている。今後、これら森林の素材生産の流通から加工・販売までの総合的な供給体制を確立する必要がある。このため、素材生産については、自然条件を考慮しつつ、優良材の生産を推進する。

また、特用林産物については、しいたけ生産を中心に菌床栽培の推進等と補助事業の有効活用により、生産拡大に向け技術の向上を図るとともに、生産組織の再編、他産業との複合経営を推進し所得の向上を図る。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の	現 状 (参 考)	計 画	備 考
-----	-------------	-----	-----

種 類	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
製材工場	鈴 沢 柳 御 所	1,079 ～ 3,005					
ほだ場	大 槻 田	370 m ²					

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし。

(2) 鳥獣害の防止の方法

特になし。

2 その他必要な事項

特になし。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策について、松くい虫やカシノナガキクイムシによるナラ枯れ等の森林病虫害被害の拡大を防止するため、監視体制の強化を図り、総合的かつ計画的に被害対策を推進する。

被害対策の推進にあたっては、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力・参加が得られるよう、普及啓発に努めるものとする。

ア 松くい虫被害対策の方針

本町は被害の発生が長期にわたり被害量が特に多く、区域的にも拡散している高被害地域であるため、対策の方針としては、中尊寺、毛越寺、無量光院跡、観自在王院跡などの重要松林の保全に重点を置き、その周辺は樹種転換を積極的に推進し被害の分断化を図る。

(ア) 松林機能区分に応じた効果的な被害対策の実施

被害対策の実施にあたっては、松林機能に応じた適切な防除方法を選択して、効果的な被害対策に努めるものとする。松林機能区分毎の防除方法は次のとおりとする。

機能区分	松林機能	防除方法
高度公益 機能森林	保安林として指定された松林及びその他公益機能が高い松林であって他の樹種からなる森林によってはその機能を確保することが困難な松林であって、各般の防除措置を徹底し、将来にわたって松林として保全すべき松林	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除）、衛生伐等森林整備
被害拡大	松くい虫の被害対策を緊急に行わないとすれ	樹種転換等森林整備

防止森林	ば、当該松林の被害が高度公益機能森林又は未被害地域の松林に著しく拡大すると認められる松林であって、樹種転換を推進することを基本とし、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林	(伐倒駆除等)
地区保全森林	高度公益機能森林への被害拡大を防止する措置を実施することが適当な松林であって、高度公益機能森林の周辺の松林で、一定のまとまりをもって保全を図ることが必要かつ可能な松林で、平泉町松くい虫被害対策地区実施計画に定める松林	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除）、衛生伐等森林整備
地区被害拡大防止森林	地区保全森林以外の松林であって、地区保全森林の周辺で樹種転換を計画的に推進することを基本とし、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林で、平泉町松くい虫被害対策地区実施計画に定める松林	樹種転換等森林整備（伐倒駆除等）

(イ) 松林の健全化

被害が微少な松林において、被害木の駆除とあわせ被圧木、雪害木等の不要木及び枯れ枝等感染源の徹底除去と処理（衛生伐等森林整備）を行い、健全な松林を育成し、その機能の維持を図るものとする。

伐採にあたっては、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」（平成 27 年 3 月 3 日付け森整第 799 号）に定められた伐採方法、時期等に配慮し、伐採木が松くい虫の感染源にならないよう適切に行うものとする。

(ウ) 樹種転換の実施

被害が著しく成林の見込みがない松林や標準伐期齢に達した松林について、高度公益機能森林や地区保全森林への被害の感染源を除去するため、植生の遷移を考慮しながら、積極的に他の樹種へ転換（松くい虫抵抗性松を含む。）を図るものとする。

松の混交率が低く、当該松を除去しても森林の機能を維持できる広葉樹林等では、将来的な感染源を減らすため、松の伐採による樹種転換を行うものとする。

(エ) 松くい虫被害木等の有効利用

被害木は、現場状況に応じ、積極的に破砕（チップ化）処理を行い、製紙用や燃料用としての利用を促進するものとする。

チップ以外に利用が可能な被害木については、用途に応じた長さに伐採するなど、計画的かつ適切な管理のもとで利用を促進するものとする。

いずれの場合も「松くい虫被害木の利用ガイドライン（平成 29 年 8 月 28 日付け森整第 376 号）」を遵守する。

イ ナラ枯れ被害対策の方針

被害が未発生の地域では、被害地域からの被害侵入を阻止するため、国有林との連携を図り監視体制を整備し早期発見に努めるとともに、被害木が発見された場合は、カシノナガキクイムシが羽化脱出する6月20日までに駆除を実施し、被害の拡大、定着を阻止するものとする。

被害地域やその周辺地域では、ナラ類の伐採を進め、若返りによる森林の健全化と被害木のチップ化による駆除を推進することとし、実施にあたっては、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン（平成29年6月21日付け森整第252号）」を遵守する。

(2) その他

昭和57年に本町に発生した松くい虫被害は、被害木の全木駆除、薬剤の空中散布等により小康状態を保ってきたが、気象条件などにより、今後も増加の危険性があるため、継続した防除対策の徹底を強力に推進する必要がある。

このため、松くい虫被害の蔓延を防ぐため、被害木の伐倒駆除等を今後も継続して実施するとともに、松林所有者の自主的な防除対策を助長し、防除体制の整備強化による徹底防除を推進するほか、地域住民への啓蒙普及による被害木の早期発見に努める一方、他の樹種への転換や広葉樹林等への樹種転換を推進する。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣による森林被害対策については、鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ、野生鳥獣との共存にも配慮するものとする。

適時適切な間伐の実施、広葉樹林や針広混交林等の多様な森林の維持造成を図るとともに、個体数調整等の実施状況を踏まえながら、防護柵の設置等による被害対策を実施する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災を未然に防止するため、巡視・啓発活動を推進するとともに、背負い式消防水のうちや軽可搬ポンプ等の初期消火機材の整備に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

病虫害の駆除のための火入れは、薬剤による駆除などの他の方法がない場合に実施するものとし、実施区域や方法、消火体制などを関係機関と協議のうえ、森林法第21条の規定に基づく町長による許可を受けたうえで行うものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
該当なし。

なお、病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合については、町長が個別に判断し、伐採の促進に関する指導等を行うものとする。

(2) その他

特になし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

特になし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

特になし。

4 その他必要な事項

特になし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成のために必要な事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
平泉	001、002、003、004、005、006、007、008、009、010、011、012、013、014、015、016、017、018、019、020、021、022、023、024、025、026、027、028、029、030、031、032、033、034、035	1898.37
長島	036、037、038、039、040、041、042、043、044、045、046	805.14

- (2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの第2の森林病虫害の駆除及び予防、火災予防その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

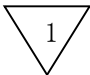
該当なし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林の持つ公益的機能を十分に発揮するため、森林整備を重要な推進事項として捉え、町・県・森林組合・関係団体等が相互に協力し、有機的な連携を密に、造林や除間伐等の保育作業の必要性や普及啓発を行い、優良林分を造成し、適期伐採により所得の向上と、計画的な林業経営を進めることにより、森林所有者の意欲の向上を図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参 考)		将 来		対 図 番 号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
森林公園「西行桜の森」	平泉町長島 字深山・山田	林間広場 キャンプ場 炊事施設 管理棟 木工芸体験施設 遊歩道等 20,000 m ²			

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

近年の森林に対する住民の関心が高まっているなかで、ボランティア活動や募金等を通じて、地域住民がそれぞれ可能な手段により森林づくりに参加できるような体制を整備する。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

森林の有する多様な機能を十分発揮させ、森林の総合的利用活動の促進を図り木材の生産から流通、加工までの一体的連携による産地化、銘柄化を図るため、「北上川中流流域森林・林業活性化センター」と連携して各種施策を推進する。

具体的には、造林、伐採などの事業量の安定確保、林業労働者の就労条件改善、森林組合など林業事業体の体質強化、高性能林業機械の導入などについて同センターと調整を行い、地域林業の活性化の基本的方向を検討し、今後の取組みを総合的、計画的に推進することとする。

6 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	17
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	18
3	作業路網の整備に関する事項	18
4	その他必要な事項	19
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	19
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	20
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	20
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	21
2	その他必要な事項	21
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法	21
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	23
3	林野火災の予防の方法	23
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	23
5	その他必要な事項	23
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	24
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	24
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	24
4	その他必要な事項	24
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成のために必要な事項	24
2	生活環境の整備に関する事項	24
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	24
4	森林の総合利用の推進に関する事項	25
5	住民参加による森林の整備に関する事項	25
6	その他必要な事項	25

別表1

別表2